# 宮崎県死因究明等推進協議会の今後の進め方について

令 和 4 年 5 月 3 1 日 宮崎県死因究明等推進協議会事務局 (宮崎県福祉保健部医療政策課)

## 1 概要

令和2年4月1日に施行された死因究明等推進基本法の規定に基づき、令和4年4月 1日に宮崎県死因究明等推進協議会を設置したところ。

併せて、令和4年3月に厚生労働省において『死因究明等推進地方協議会運営マニュアル』が策定されたことから、同マニュアルを踏まえつつ、本協議会の今後の進め方について検討することとする。

## 2 開催頻度

原則として年1回以上とする。ただし、協議すべき案件がない場合や開催できないや むを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### 3 当面の協議事項に関する取扱い

- 本県の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、本県における死因究明等の施策に関する取組方針を定めることが重要である。
- 他方で、死因究明等に関する施策は幅広い分野に関連し、関係者も多いことから、本協議会において当初から議題として取り扱うことは難しいため、当面の間、個別の案件ごとの協議を進めることとする。
- その上で、徐々に整理すべき課題が明らかとなってきたり、関係者との連携も円滑に図られるようになってきたりするなど、本協議会の成熟度が増してきた段階においては、体系的な取組方針を定めることを検討することとする。

### 4 当面の協議事項の調査・選定

本協議会で協議すべき当面の個別案件の有無や要望等について、事務局から各委員(構成団体)に対してアンケートを実施することとし、事務局はアンケート結果を踏まえ、会長に協議の上、本協議会において協議する事項を選定することとする。

(例)事務局に県内の死亡数や人口あたりの死亡率等の基礎資料の説明をお願いしたい。 〇〇機関に〇〇業務の取扱いについて説明をお願いしたい。 等